

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の見直しについて

1. 見直しを行う理由

現在、「第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」（計画年度：平成27年度～平成31年度）により防犯施策を推進しているが、平成31年度で計画期間が終了することから、新たな計画の策定に向けた検討を行う必要があるため。

2. 見直しの考え方

(1) 現状の課題

① 自主防犯活動の活性化

担い手の高齢化等により、活動の維持が困難となり、町内会やボランティア団体において負担増から活動の持続が懸念される。

市民一人ひとりの「自分たちの安全は自分で守る」、「地域の安全は地域で守る」という自主防犯意識の高揚と、地域の連帯感を高め、良好な社会環境の形成が必要。

② 女性や子ども、高齢者等の安全確保

女性や子ども、高齢者等防犯上配慮を要する人について、被害防止の取組を進めるほか、地域住民が連携して、地域全体でそうした人々を見守る活動の推進が必要。

③ 公共空間の防犯環境整備の促進

公園、道路等における犯罪防止のため、防犯カメラの設置への期待が高まる中、防犯とプライバシー権への配慮を両立させるため、適正な設置運用ができるようガイドライン等の内容を充実させつつ、設置への支援を行う事が必要。

④ 安全で安心なまちづくりにおける防犯以外の観点からの取組の推進

犯罪をした者等が、孤立することなく再び社会を構成する一員となることで犯罪被害を防ぐための取組として、「再犯の防止等の推進に関する法律」の規定に基づき、北海道との適切な役割分担を図りながら取組を推進することが必要。

また、被害者等の基本的人権が尊重され、名誉や生活の平穏が害されないよう、性暴力被害者等、犯罪被害者への支援として、被害者支援に対する市民の理解を促進するとともに、民間被害者支援団体の活動の充実を図ることが必要。

(2) 見直しのスケジュール案

時 期	事 柄
2019年3月	・ 審議会（施策の実施状況報告等） ・ 市民・団体アンケートの集計・分析
8月	・ 審議会（見直しに係る市長から審議会への諮問） (審議)
～11月	・ 審議会から市長への答申
12月～	・ 答申を受けた基本計画見直し案の決定及びこれに係るパブリックコメント手続の実施
2020年2月～	・ パブリックコメント手続を踏まえて基本計画見直しを決定